（貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部改正）

第十九条　貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第四号様式を次のように改める。

第４号様式（第32条関係）

（表）

（裏）

注（1）　※の欄は記入しないこと。

（2）　運行管理者試験受験票に貼る写真は、最近六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のものであること。

（3）　寸法の単位は、ミリメートルとする。